

鹿 児 島 県 公 報

平成22年6月15日（火）第2607号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 入会林野整備計画の認可申請に係る適否の決定（林業振興課取扱い） 1
- 救急病院等の認定（保健医療福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（4件）（社会福祉課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（3件）（社会福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 4
- 種畜証明書の有効期間の延長（畜産課取扱い） 5

公 告

- 平成22年度職業訓練指導員試験公告（雇用労政課取扱い） 5

人 事 委 員 会 規 則

- 鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則（※）（総務課取扱い） 8

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表（監査委員事務局取扱い） 8

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 8

奄美大島海区漁業調整委員会指示

- ソデイカの採捕を目的とする漁業についての指示（奄美大島海区漁業調整委員会取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第722号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により、南九州市知覧町池之内入会林野整備組合代表者武田幸雄からなされた池之内入会林野整備計画の認可の申請を平成22年6月8日適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該入会林野整備計画に関係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、当該決定に対して異議があるときは、縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する日までに、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成22年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
入会林野整備計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年6月16日から同年7月15日まで
- 3 縦覧場所
鹿児島県環境林務部林業振興課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課並びに南九州市

役所知覧支所

鹿児島県告示第723号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成22年 6 月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
今村病院分院	鹿児島市鴨池新町11番23号

2 認定の有効期限

平成25年 6 月22日

鹿児島県告示第724号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成22年 6 月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
おおやま歯科クリニック	鹿屋市寿四丁目11番10号	平成22年 5 月 1 日
始良町立北山診療所	始良市北山842番地	平成22年 3 月22日
よしだ内科クリニック	始良市西餅田3559番地 6	平成22年 4 月30日
和光薬局	奄美市名瀬和光町18番 1 号	平成21年 8 月31日
春田リハビリテーション病院	いちき串木野市京町57番地 1	平成22年 4 月30日
春田整形外科	いちき串木野市春日町116番地	平成22年 4 月30日

鹿児島県告示第725号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成22年 6 月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	
市来居宅介護サービスステーション	いちき串木野市湊町一丁目100番地	平成22年 3 月31日
社会福祉法人始良町社会福祉協議会訪問介護事業所	始良市宮島町13番地 9	平成22年 3 月31日
社会福祉法人始良町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	始良市宮島町13番地 9	平成22年 3 月31日
社会福祉法人加治木町社会福祉協議会訪問介護事業所	始良市加治木町本町393番地	平成22年 3 月31日
社会福祉法人加治木町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	始良市加治木町本町393番地	平成22年 3 月31日

鹿児島県告示第726号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及

び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成22年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	
社会福祉法人始良町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	始良市宮島町13番地9	平成22年3月31日
社会福祉法人加治木町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	始良市加治木町本町393番地	平成22年3月31日

鹿児島県告示第727号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた柔道整復師から次のとおり廃止の届出があった。

平成22年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
池上一夫	加治木接骨院 始良市加治木町反土1402番地2	平成22年4月21日

鹿児島県告示第728号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
本町薬局	阿久根市高松町36番地	平成22年3月1日
いまむらクリニック	阿久根市塩鶴町二丁目123番地	平成22年4月1日
えびはら皮ふ科	志布志市志布志町安楽2192番地2	平成22年5月10日
始良みやもと眼科	始良市加治木町朝日町111番地	平成22年5月17日
my 薬局あいら	始良市西餅田3162番地1	平成22年5月1日
おおやま歯科クリニック	鹿屋市寿四丁目6番48号	平成22年5月2日
始良市立北山診療所	始良市北山482番地	平成22年3月23日
よしだ内科クリニック	始良市西餅田3559番地6	平成22年5月1日
和光薬局	奄美市名瀬和光町18番1号	平成21年9月1日
春田クリニック	いちき串木野市春日町116番地	平成22年5月6日
春田整形外科	いちき串木野市京町57番地1	平成22年5月6日

鹿児島県告示第729号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定に

より、同法による医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成22年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
池上一夫	池上鍼灸整骨院 始良市西餅田137-103	平成22年5月1日
若松茂樹	隼人わかまつ治療院 霧島市隼人町神宮四丁目7番55号	平成22年5月7日

鹿児島県告示第730号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成22年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
池上一夫	池上鍼灸整骨院 始良市西餅田137-103	平成22年5月1日

鹿児島県告示第731号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成22年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はっぴー園単独型短期入所生活介護事業所	鹿児島市下福元町9558番10号	社会福祉法人恵会	鹿児島市下福元町9563番地	松村 武久	平成22年5月15日	短期入所生活介護
ヘルパーステーション株式会社星光園	鹿児島市谷山中央四丁目4958番地	株式会社星光園	鹿児島市谷山中央四丁目4958番地	藤崎 國治	平成22年6月1日	訪問介護

鹿児島県告示第732号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成22年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はっぴー園単独型短期入所生活介護事業所	鹿児島市下福元町9558番10号	社会福祉法人恵会	鹿児島市下福元町9563番地	松村 武久	平成22年5月15日	介護予防短期入所生活介護
ヘルパーステーション株式会社星光園	鹿児島市谷山中央四丁目4958番地	株式会社星光園	鹿児島市谷山中央四丁目4958番地	藤崎 國治	平成22年6月1日	介護予防訪問介護

シオン株式会社 星光園	央四丁目4958番 地	央四丁目4958番 地	6月1日	訪問介護
----------------	----------------	----------------	------	------

鹿児島県告示第733号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、現在交付されている種畜証明書の有効期間を平成22年10月20日まで延長する旨農林水産大臣臨時代理から通報があった。

平成22年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

公 告

平成22年度職業訓練指導員試験公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、平成22年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成22年6月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の実施期日

(1) 学科試験

平成22年9月5日（日）

ア 指導方法 午前10時から午前11時まで

イ 関連学科

㍿ 系基礎学科 午前11時15分から午後零時15分まで

㍿ 専攻学科 午後零時30分から午後1時30分まで

(2) 実技試験

実施しない。

2 試験の実施場所

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）

3 試験を実施する免許職種

(1) 学科試験を実施する免許職種

ア 指導方法の試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる免許職種

イ 関連学科（系基礎学科及び専攻学科）の試験を実施する免許職種
表具科

(2) 実技試験を実施する免許職種

なし

4 学科試験の科目

(1) 指導方法

職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規

(2) 関連学科

免許職種	科 目
表具科	1 系基礎学科
	(1) 建築工学（建築生産 内装装飾 建築構造 建築製図 関係法規）
	(2) 安全衛生（安全管理 衛生管理）
	2 専攻学科
	(1) 表具一般（美術工芸史 表具）
	(2) 材料（表装用材料）
	(3) 施工法（ふすま施工法 掛軸施工法 屏風施工法 仕様

	及び積算)
--	-------

5 受験資格

試験を受けることができる者は、職業能力開発促進法第30条第3項各号に掲げる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

6 試験の免除

実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

7 試験手数料

学科試験 3,100円

8 受験手続

(i) 提出書類等

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

ウ 受験資格を証明する書面

エ 試験の免除を受けようとする者は、試験の免除を受けることができる者であることを証明する書面

オ 試験手数料（鹿児島県収入証紙を受験申請書にはり付けて納入すること。ただし、送付の方法により受験申請書を提出する者で、鹿児島県収入証紙が入手しにくいものにあつては、鹿児島県収入証紙に代えて定額小為替証書を同封することができる。なお、受験申請書等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

9 提出書類等の受付期間

平成22年7月15日（木）から同年8月4日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成22年8月4日の消印のあるものまで受け付ける。

10 職業訓練指導員試験受験申請書の用紙の交付

職業訓練指導員試験受験申請書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、あて先及び郵便番号を明記し、140円の切手をはった返信用封筒（縦33センチメートル、横24センチメートルの角形2号）を同封すること。

11 受験票の交付

職業訓練指導員試験受験申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対しては、受験票を交付する。

12 合否判定の基準

(1) 学科試験の指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学科のすべてについて満点の6割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。

(2) 学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

(3) 学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科について満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の5割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

13 合格者の発表

合格者の受験番号を平成22年9月22日（水）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、郵便により通知して行う。

14 その他

(1) 試験についての照会（試験の合否に係るものを除く。）は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（電話099-286-3019）に対して行うこと。

(2) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

(3) 試験に関して、不正行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格通知書を返還させる。

(4) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（学科試験の科目別得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示を行う場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

人事委員会規則

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月15日

鹿児島県人事委員会委員長 上園 淳

鹿児島県人事委員会規則第7号

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則（昭和51年鹿児島県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第5号中「及び児童手当」を「，児童手当及び子ども手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

監査委員公表

監査委員公表第9号

平成22年3月29日付け監査第109号の監査結果に基づき、平成22年5月19日付け鹿公委会第1号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成22年6月15日

鹿児島県監査委員 西山 芳久
同 橋口 和博
同 外蘭 勝蔵
同 二牟礼正博

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
交通機動隊 鹿 児島中央警察署 鹿児島西警察署 指宿警察署 南 九州警察署 薩 摩川内警察署 始良警察署（加 治木警察署） 曾於警察署	公用車の交通事故による損害が発生している。	1 定期招集、朝礼等、あらゆる機会を通じて、公用車事故事例を取り上げた教養を実施し、安全意識の高揚を図った。 2 小グループ検討会の開催等により、職員自ら考える場を設け、職員の事故防止に対する意識向上を図った。 3 車両運転中に危険な場面に遭遇した体験談を発表させ、事故防止の意識付けを図った。 4 運転実技訓練やミニ安全運転競技会、車両死角実験等を実施したほか、事故当事者に対して、実技訓練を含めた安全運転講習会を実施した。 5 事故当事者を本部に招致し、首席監察官が面談指導を実施した。 6 事故の原因究明のため、事故発生前の運転環境等に関する調査を実施した。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第477号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項

の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成22年6月15日

鹿児島県公安委員会委員長 岩田泰一

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRAめっちゃ萌えGLE	株式会社ソフィア	0P0204
ぱちんこ遊技機	CRめっちゃ萌えME	株式会社ソフィア	0P0231
ぱちんこ遊技機	CRめっちゃ萌えSP M	株式会社ソフィア	0P0361
ぱちんこ遊技機	CRAめっちゃ萌えSP GL	株式会社ソフィア	0P0410
ぱちんこ遊技機	CRA清水の次郎長YF	株式会社ビスティ	0P0256
ぱちんこ遊技機	CR花札物語L9	株式会社平和	0P0418
ぱちんこ遊技機	CRゴルゴ13P3H9AZ	株式会社平和	0P0438
ぱちんこ遊技機	CRゴルゴ13P3L9AX	株式会社平和	0P0486
ぱちんこ遊技機	CRミリオンゴッドプレミアム	株式会社ミズホ	0P0420
ぱちんこ遊技機	CR科学忍者隊ガッチャマンHS TV	サミー株式会社	0P0489
ぱちんこ遊技機	CR大シャカRUSH G	マルホン工業株式会社	0P0499
回胴式遊技機	ニューパルサーV2	山佐株式会社	0S0459
回胴式遊技機	Tオニハマバクソウグレンタイ2	アビリット株式会社	0S0496

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第22-1号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成22年6月15日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 田畑浩

1 定義

- (1) この指示においてソデイカはえ縄漁業（以下「はえ縄漁業」という。）とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業（以下「旗流し漁業」という。）とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを一単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

2 操業の承認

奄美大島海区において、はえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認の対象者

承認の対象となる者は、原則として鹿児島県に住所を有する者であって、委員会が特に認めた者とする。

4 操業を承認しない場合

委員会は次のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合

5 操業期間の制限

はえ縄漁業及び旗流し漁業は、毎年7月1日から10月31日までは操業してはならない。

6 漁具の制限

はえ縄漁業及び旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) はえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は、一隻当たり350針以内とする。
- (2) 旗流し漁業で使用する旗等の数は、最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、操業時の旗等の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗等の数も同数以下とする。
- (3) 旗流し漁業で使用する旗等の数は、最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、操業時の旗等の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗等の数も同数以下とする。

7 操業区域の制限

はえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。

8 承認証の漁船への備え付け義務

はえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

9 漁獲実績の報告

旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長及びはえ縄漁業の承認を受けた者は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

10 遵守事項

はえ縄漁業及び旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

11 承認の取り消し

委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことがある。

12 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」及び「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」によるものとする。

13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成22年7月1日から平成23年6月30日までとする。